全建事発第 088 号 令和元年 10 月 24 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会 会 長 近藤 晴貞 〔公 印 省 略〕

令和元年台風19号に係る災害復旧工事の取扱いについて

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より、本会に対し別紙のとおり通知がありました。

台風19号の影響により、広い範囲で甚大な被害が発生していることから、被災地における災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施をはかる観点から、「台風19号に係る応急復旧工事等の優先的かつ円滑な実施等について(要請)(令和元年10月15日付け国土建第286号)」等を各都道府県主管部局長等に対し発出されたところですが、当該通知内容や本年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)等を踏まえ、工事の一時中止に係る措置や随意契約の活用及びその際の繰越の適切な実施等、災害復旧事業において公共工事の発注者が講ずべき施策について、「令和元年台風19号に係る災害復旧の取扱い」として別紙のとおり資料がとりまとめられましたのでご連絡いたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件につきまして、貴会会員企業の皆様に対して周知 賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

• 国土交诵省诵知文 一式

担当) 事業部 木下 電話:03-3551-9396 FAX:03-3555-3218

メール: jigyo@zenken-net.or.jp